

藤ヶ谷区民館の利用について

1. 施設概要

- (1) 所在地 柏市藤ヶ谷558番地
- (2) 利用時間 午前9時～午後6時まで
- (3) 休館日 12月29日～翌年1月3日まで
- (4) 会議室
会議室A（35帖）、 会議室B（35帖）、 会議室C（21帖）
※床は全てフローリング。 会議室Cは隣接の台所（7帖）も利用可。

2. 使用料

使用料一覧（2時間当たり）

会 議 室	柏市民	柏市民以外	会社・営利団体
会議室 A (定員 36 人)	500円	1,000円	1,500円
会議室 B (定員 36 人)	500円	1,000円	1,500円
会議室 C (定員 18 人)	500円	1,000円	1,500円
会議室 A・B (定員 72 人)	1,000円	2,000円	3,000円

■駐車場（30 台）については、無料。

■門扉は通常通り開閉しますが、緊急避難場所に指定されたことから、施錠は致しません。

3. 利用方法

- (1) 事前予約が必要です。（原則、利用予定日の2か月前から予約可）

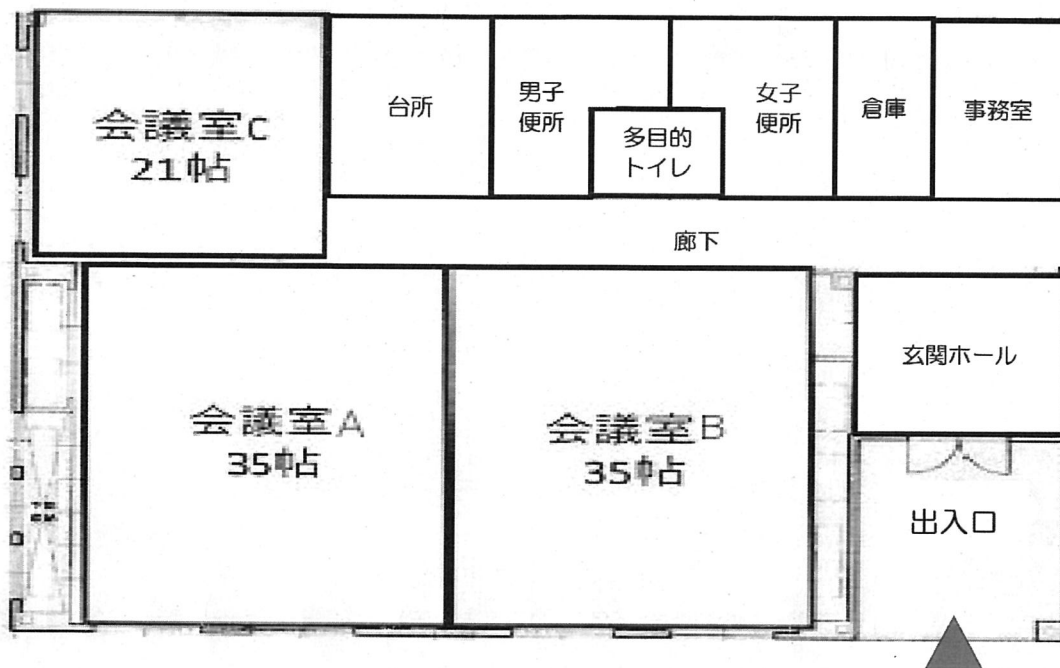
なお、柏市、藤ヶ谷区などの公共的な利用を優先しますのでご注意ください。

- (2) 利用日当日、区民館で「使用許可申請書」に記入し、許可後、所定の使用料を納付してご利用ください。使用后、利用時間内に机、椅子等を元の位置に戻すなど原状回復して下さい。又使用簿に記入後、管理人に声掛けしてご退出下さい。

- 4. 問合せ先 市民活動支援課 04-7167-1126

5. 施設使用上の心得

- (1) 煙草は所定の喫煙場所で吸い、使用後が必ず火消壺に片づける。
- (2) 台所の調理器具等を使用した場合は必ず火元の点検等を行う。
- (3) 会議等使用後は、必ず現状に回復し、整理整頓及び戸締りをする。
- (4) ごみ、空き缶、ビン類は必ず持ち帰る。
- (5) 使用申請時間を守ること。



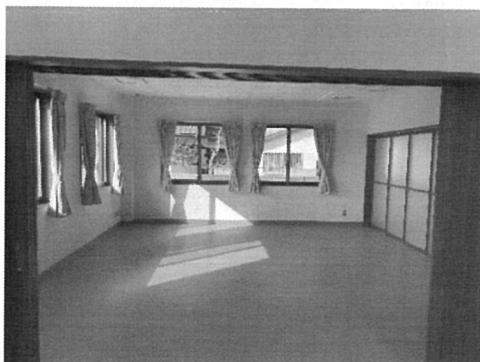
藤ヶ谷区民館平面図



会議室 A



会議室 B



会議室 C



台所（会議室 C 併設）

藤ヶ谷区民館管理運営規則

第1条（目的）

この規則は、藤ヶ谷区規約第25条に基づき、藤ヶ谷区民館（以下、「区民館」という。）の管理運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（名称及び位置）

名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
藤ヶ谷区民館	柏市藤ヶ谷558番地

第3条（管理運営）

柏市所有の藤ヶ谷区民館は、柏市との使用賃貸借契約の締結により、藤ヶ谷区が管理運営する。

第4条（管理責任者）

区長は、管理責任者（以下、「管理者」という。）として区長代理を任命する。管理者は前条の財産区分の管理行為及び管理事務を行う。ただし、次に挙げる事項については適当と認める者に管理代行を委嘱し、その処理を委任することができる。

（1）施設の施錠、鍵の保管。

（2）予約表による使用日の扉の開閉。

（3）利用予約の受付及び使用料の徴収。

（4）施設の使用者に対し第10条に定める事項を指示し、これを厳守させること。

3 管理代行する管理人の任期は1年とし、手当を支給する。

第5条（施設の使用時間及び休館日）

施設の使用時間及び休館日は次のとおりとする。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、区長の承認を得てこれを変更し又は臨時に休館することができる。

使用時間	午前9時から午後6時まで (使用の準備及び使用後に原状回復する時間を含む)
休館日	(1) 1月1日から同月3日まで (2) 12月29日から同月31日まで

第6条（使用手続き）

施設を使用しようとするときは、使用許可申請書に使用目的、日時、氏名その他必要事項を記載し、管理者に申し出てその許可を受けなければならない。

2 柏市役所その他区長が認める公共性の高い団体は、使用予定日の1年前から予約できるものとする。ただし、その他の使用者及び団体が予約する場合は、原則として使用予定日の2か月前からとする。

第7条（施設使用の範囲）

藤ヶ谷区民の会議・集会等の行事及び公共性を有する各種団体（柏市、消防団、福祉協議会、老人会等）が営利を目的としない諸行事のために使用する場合。

2 その他管理者が必要と認め、特に許可して使用させる場合。

第8条（使用料）

区民館の使用許可を受けた者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、使用の許可と同時に徴収する。ただし、管理者が特に認めた場合はこの限りではない。

3 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、その使用料の全部又は一部を還付することができる。

（1）使用者の責めによらない理由により、使用できなくなったとき

（2）その他管理者が認めたとき

第9条（使用料の減免）

区長が必要と認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。

第10条（施設使用上の心得）

区民館を使用する者は次の事項を遵守すること。

（1）煙草は所定の喫煙場所で吸い、使用後は必ず火消し壺に片付けること。

（2）台所の調理器具等を使用した場合は必ず火元の点検等を行うこと。

（3）会議室等使用後は必ず整理整頓及び戸締りをする事。

（4）ごみ、空き缶、ビン類等は必ず持ち帰ること。

（5）使用申込時間を守ること。

（6）建物や備品類を大切に扱うこと。故意又は重大な過失でそれらを破壊、滅失した場合は、使用申込責任者が弁償しなければならない。

（7）使用時間に見合った使用料を支払うこと。

第11条（規則の改廃）

この規則を改廃しようとするときは、藤ヶ谷区規約第25条により総会の承認を得ることとする。

附則 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

この規則は、平成31年4月1日から施行する。（一部改正）

別表（第8条）

1 藤ヶ谷区民館使用料

区 分	使用料（2時間当たり）
会議室A	500円
会議室B	500円
会議室C	500円
会議室AB	1,000円

備考

- （1）使用者が柏市民以外の場合は、この表に定める額の2倍に相当する使用料を徴収する。
- （2）会社等の営利団体が使用する場合は、この表に定める額の3倍に相当する使用料を徴収する。ただし、藤ヶ谷内に事業所等があり区費を納めている会社等については、減免することができる。